

## 「専門図書館と著作権 Q&A 2002」の発行にあたり

初版の発行から1年も経過しないうちに、このパンフレットの余部がなくなり、増刷することとなった。

増刷するにあたり、委員会としては、その後出てきたいいくつかの要因をふまえ、部分的に改定の方がよいと判断した。その要因とは、初版についての各方面からのご質問やご要望、文化審議会著作権分科会情報小委員会が設置した俗称「図書館ワーキンググループ」における審議内容、その他著作権関係の情勢の変化などがある。

初版刊行後間もないため、改定は小幅である。その後の質問、意見、情勢変化に対応してQ & Aを3項目増やし、誤解を招くおそれがある文章やわかりづらい文章を書き改めた程度である。

著作権問題は現在目まぐるしく展開しており、今後もこの種の改定が予想される。このため本パンフレットは「改定版」とせずに、改定時点が2002年であることを表す題名としたわけである。

このパンフレットが初版同様、専門図書館職員の実務の遂行に役立つよう、委員会として願って止まない。

2002年4月

専門図書館協議会著作権委員会  
委員長 前園 主計

## 目 次

1 . 全 般 .....	1
2 . 著作権の有無 .....	5
3 . 複 製 .....	8
4 . 貸 出 .....	13
5 . CD・CD-ROM .....	15
6 . インターネット・イントラネット .....	17
7 . 外国著作物の利用 .....	21
付表1（利用者が自由に利用できる事例） .....	24
付表2（主な著作権関係団体） .....	28
参考文献 .....	30

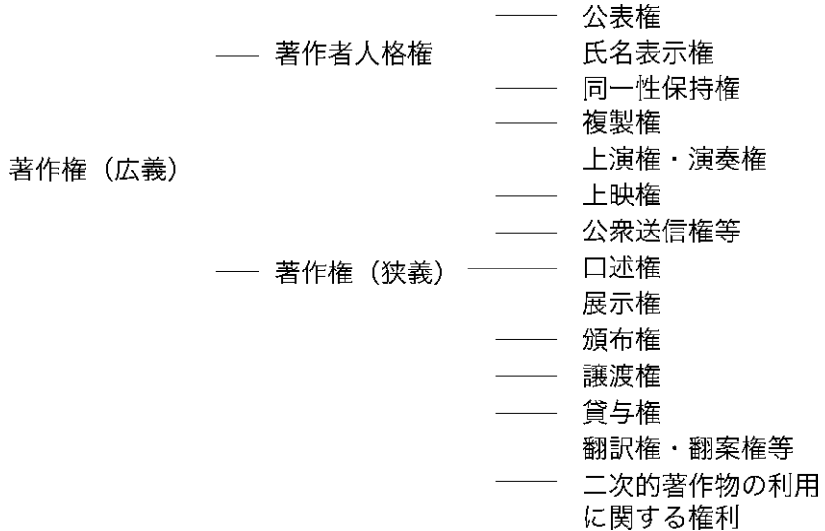
# 1 . 全 般

Q1

著作権とは何か。

A

著作物を創作した者（著作者）に法律上認められる権利で、著作者の精神的利益に関する権利である著作者人格権と、著作者の財産的利益に関する狭義の著作権から成る。これを図示すると、次のような権利の束となる。



著作権は媒体に対して認められる権利ではなく、著作物に対して認められる権利である。著作者の思想・感情の表現という無形のものを保護する権利で、特許、意匠、商標などとともに、知的所有権あるいは無体財産権の一つと見られているものである。

著作物としては、法10条に規定する言語、音楽、舞踊又は無言劇、美術、建築、地図又は学術的な性格を有する図形、映画、写真、プログラムの著作物のほか、二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、共同著作物などがある。

いずれも著作権が認められる著作物となるためには、思想又は感情を、創作的に、表現したものの、という要件を満たしていなければならない。

著作権には著作物の文化的公共性のために、著作権法でその存続期間が定められている。原則的存続期間は、著作者の生存中およびその死後50年、無名・変名、団体名義、映画の著作物は公表後50年である。

著作権は、国境を超えて保護されるべき性質のものであるため、わが国は1886（明治19）年以降ベルヌ条約に加盟して、外国との保護関係を保っている。

なお、わが国は2002年3月6日に発効したWIPO著作権条約にも加盟している。

Q2

専門図書館は著作権法上、図書館として扱われるか。

A

著作権法の中で、図書館を区別した条項は法31条だけである。このため法31条を適用できる図書館を、著作権法上の図書館と見るのが一般的である。

法31条で「複製が認められる図書館等」は、同法施行令1条の3に規定する国立国会図書館、公共図書館、大学図書館および文化庁長官の指定を受けた図書館などに限定されている。この指定を受けた図書館として東京商工会議所図書館など公共性のある専門図書館があり、2001年末現在、37館存在する。

つまり、この37館以外の専門図書館は、著作権法上図書館としての扱いを受けないわけである。指定の対象は、国・地方公共団体又は公益法人が設置する図書館とされていることから、営利法人が設置している専門図書館は、法31条が適用できる図書館として指定されることはない。

なお、法31条が適用される図書館であるためには、司書または著作権講習を修了した者など、同法施行規則1条の2に規定する職員が従事していなければならない。

Q3

議会図書館は法31条による複製ができる図書館か。また都道府県立の研究所図書室はどうか。

A

これまで、議会図書室を法31条が適用できる図書館と見なす根拠は見当たらないと言われていた。しかし、2001年設置の文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館ワーキンググループでの審議に伴って、この問題に対する著作権行政当局の考え方が整理された。すなわち、各議会図書室が著作権法施行令1条の3にある4号の施設条件を満たせば、法31条適用の複製ができる図書館と見なされることとなった。

具体的に言うと、その議会図書室の設置目的を規定する法令中に、その議会図書室が立法や行政のために資料を提供するだけでなく、公衆の研究調査のためにも資料を提供する施設であるということを明記すれば、法31条による複製ができる図書館と見なすというわけである。

都道府県立の研究所や試験所に付設する図書室についても、これと同様の考え方をとる。つまり、著作権法施行令1条の3の5号に該当して、法31条が適用で

きる図書館となるためには、その図書室が所蔵する資料を所員だけでなく一般公衆の利用にも供する旨が、その設置目的などの規定類に明記されていなければならないということである。

Q4

企業内専門図書館で複写を合法的に行う方法はあるのか。

A

公共図書館・大学図書館・文化庁長官の指定を受けた一部の専門図書館は、著作権を制限した法31条があり、これによって複写できる。しかし、企業内専門図書館の無断複写を許諾する条項は、著作権法の中にまったく登場していない。

したがって、企業内専門図書館が合法的に複製を行おうとすれば、著作権者の許諾を得る必要がある。たとえ、企業外の研究者に複製してあげる公共的な活動でも、著作権は制限されない。

実際問題として、複製のたびに個々の著作権者から許諾を得るのは困難である。このため、わが国では（社）日本複写権センターや（株）学術著作権処理システム等が著作権者の複写複製面の委託を受けて、この許諾事務を行っている。複写のつど許諾を得ることもできるが、年間を通しての契約も可能である。

ただこれまで、企業内専門図書館が単独でこれらの機関と契約した例はなく、その親企業が内部の図書館を含めて複写の年間契約をしている例が見られる。2001年末現在、専門図書館協議会の会員で、この方法によって複製している企業内図書館は約160館である。

Q5

著作権の管理団体とはどのようなものか。

A

著作物の利用に際して、その権利処理を利用者と著作権者の間で直接行うことは、真の権利者の特定、所在の確認、許諾条件の折衝、利用料の支払など煩雑で困難な手続きがあり、実際上不可能な場合が多い。そこで、著作権者の権利を預かって、集中的に管理し、利用許諾、著作権料の徴収・分配などを行う団体が、小説、脚本、音楽その他の特定分野ごとに一業種一団体を原則として設立されてきた。（主な団体一覧は付表2を参照）

しかし、最近では平成13年（2001）10月1日から施行された「著作権等管理事業法」により、規制緩和政策や自由競争原理の導入および技術革新による著作権管理の多様化の観点から、著作権の集中管理についても一定の要件を満たした団体に自由参入を認める時代になっている。したがって、今後利用者は複数の著作権管理団体を選択的に利用することも考えられる。

なお、図書館の複写に関係が深い団体としては、複写にかかる著作権を管理している（社）日本複写権センターのほか、（株）学術著作権管理システム、出版者著作権協議会、（株）日本著作出版権管理システムなどがある。しかし、今のところ扱う著作物が印刷物の紙媒体から紙媒体への複製に限られること、米国以外の外国著作物の権利処理ができないことなど解決すべき課題が残されている。

## 2 . 著作権の有無

Q6

社内研究員の著者抄録付き投稿論文集を作成したい。発行者に許諾を得る必要があるか。

A

論文も抄録も通常その著作権は著作者にあり、発行者にはない。このケースでは、著作者は個人か会社（職務上作成された著作物。Q 8を参照）のいずれかである。したがって、明らかな著作権譲渡の約定がなければ、発行者に許諾を求める必要はない。もし、著作権が発行者に属している場合は、その発行者の許諾を得る必要がある。

ただ、原著論文の著作権が譲渡されている場合でも、法61条2項により、通常、抄録（二次的著作物）の著作権は著作者に留保されている。抄録でも報知的抄録であれば原著とは別の著作物となる。論文、抄録とも、その著作権がどこにあるのかを個々に調べて、対応しなければならない。

Q7

わが社のホームページの画面でゴッホの"ひまわり"を、イメージ音楽にドボルザークの"新世界"を使いたい。著作権法上、許諾の必要はあるか。

A

"ひまわり"および"新世界"の著作権は、ゴッホ(1841～1890)およびドボルザーク(1841～1904)の死後50年が経過しているため、それぞれ保護期間が切れている。

ただし、"新世界"を演奏している実演家および"新世界"が収録されている音盤について、レコード製作者の著作隣接権について権利の有無を確認する必要がある。もし、著作隣接権が保護期間内であれば、この権利の処理が必要である。

Q8

社員が自分の研究成果の論文をある専門誌に発表した。この論文の著作権は会社にあるのか、個人にあるのか。

A

著作者とは法2条1項2号により「著作物を創作する者」とされている。この場合、本来著作者となるのは論文の創作者である社員と考えられる。

ただし、法15条により以下の5つの条件をすべて満たす場合は、会社等の法人が著作者となる。すなわち、法人の企画に基づく著作であること、法人等の業務に従事する者の創作によること、職務上作成されること、公表するとき法人等の名義で公表されること、契約や就業規則で従業員を著作者とする定めがないこと。

就業規則その他の契約によって社員の著作権が会社へ移転する事が規定されている場合は、会社が著作権者になる。

Q9

社内報に掲載する記事の資料として、データブックに掲載されている表の、特に興味深い部分をピックアップして、比較のための当社のデータを項目に追加して新たに表としてまとめた。こういったことは著作権法上問題になるのだろうか。

A

データは、事実を表現したものであって、思想又は感情を表現したものではないため、著作物には該当しない(法2条1項1号)。したがって、データブックに掲載されているデータは、それがたとえ専門分野に属する特殊なものであったとしても、自由に利用することができる。しかし、表を作成するためには、データの選択及びその配列という行為が必要不可欠であり、また、わかりやすい表を作成するために色々工夫を凝らすなど、表の作成行為には創作性が伴うものであるため、データブックに掲載されている表をそのまま利用しようとする場合には、著作権者の許諾が必要となる。

このような表を社内報に掲載する記事に「引用」する場合には、許諾は必要ない(法32条1項)(「引用」であるための要件についてはQ17を参照のこと)が、質問のようなケースでは、単なる資料集として表を掲載する場合には引用としての要件を満たさないことになるので、注意が必要である。

また、この引用による利用については、翻案が認められていないので(法43条)表を改変することはできないものと考えられる。したがって、データを追加する場合には、データだけを利用して新たに表を作成する方が望ましいと思われる。



Q10

著作権がない著作物としては何があるのか。特にネットワーク上の著作物について知りたい。

A

著作物には著作権があるという姿勢で資料を扱うことは大事であるが、たしかに中には著作権がない扱いをするものもある。

著作権法の文言でこの問いに答えると、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(法2条1項1号の著作物の定義)に該当しないものということになる。例えば、専門図書館で扱う資料の中で、創作性のないものがあれば、その判断は難しいがとにかく、これは著作権がない扱いをするということになる。

このほか、著作権の保護期間が過ぎたものや事実の伝達に過ぎない雑報など、著作権法の随所に著作権がない扱いをするものが登場する。著作権法では、「著作権がないもの」という言葉は一切使われず、「法で保護しない」とか、「...に該当しない」とか表現されているが、これら著作権がない扱いをする主なものを掲げると、つぎのようになる。(括弧内例示)

- 創作的に表現されていないもの (他人の著作物のひき写し)
- 文芸、学術、美術、音楽の範囲外のもの (アイデア、工業デザイン)
- 保護期間が過ぎたもの (著作者の死後50年経過の著作物)
- 条約により保護の義務を負わない国の国民の著作物 (台湾の著作物)
- 事実の伝達に過ぎない言語の著作物 (雑報、番組表、書誌、目次)
- 名称及び周知のデータ (題名、標高、人口、株価)
- 憲法その他の法令 (著作権法、条約)
- 国又は地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達その他これに類するもの (市役所の通達)
- 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の決裁及び決定で裁判に準ずる手続きにより行われるもの (判例)
- の翻訳物及び編集物で、国又は地方公共団体の機関が作成するもの (市役所の編集した環境法令集)

以上のほか、著作権が主張されない場合(法30~50条にある著作権の制限規定によって著作物を利用する場合)にも、著作権がないのと同様の扱いをするということになる。

ネットワーク上の各画面も著作物であり、紙に印刷した資料とまったく同じ基準で判断する。したがって、書誌事項や目次あるいは事実を述べる雑報や商品紹介などは、著作権のない扱いをするということになる。

(巻末付表1を参照)

## 3 . 複 製

Q11

図書館内で、図書館所蔵の文献をハンディコピー機でコピーしている者に対し、図書館はどう対処したらよいのか。

A

法30条では、個人的または家庭内等の限られた範囲内における使用(私的使用)のための複製を認めており、使用する者が自己所有の機器を使って複写することに法的な問題はない。

しかし図書館としては、そのコピー機を使用させることによって、所蔵資料に傷みが生じないか、他の利用者に迷惑をかけないか、といったことに配慮する必要がある。

こうした観点から、著作権法上の問題ではなく館の方針により自己所有のコピー機の使用を禁止することもできる。

Q12

法31条が適用されない企業の資料室などでは、酸性紙等で資料が破損していくために行う保存目的の複製も許されないのか。

A

著作権法の保護期間を超えたものであれば問題なく複製が可能であるが、保護期間内の資料の場合、法31条が適用されない施設に関しては、次のケースにおいてのみ複製が可能である。

- 1 .(社)日本複写権センターと契約をしている機関においては、同センターの管理著作物であればその契約内容の範囲において、破損や汚損ページなどの複製はできる。ただ、全ページの複写については、同センターに事前に相談する必要がある。
- 2 .(社)日本複写権センターと契約をしていない機関については著作権者の許諾が必要である。同センターを当該の件でのみ窓口として利用することもできる。

Q13

ビデオテープやカセットテープを、図書館の控え用にコピーを取るとは違法か。

A

ビデオテープやカセットテープの内容も著作物であり、コピーを取るには著作権者の許諾が必要となる。ただし、その図書館が法31条を適用できる図書館であれば、ビデオテープやカセットテープが入手困難な貴重なものである場合、その2号に基づき、保存のために複製することができる。

しかし、貸出に伴う控えのため等にあらかじめコピーを取ることはできない。

Q14

一冊全ページを点字資料に複製できるのか。

A

点字による複製については、法37条で定められており、公表された著作物はすべて、盲人用の点字により複製することができる。この場合は、法48条1項1号の規定により、その出所を明示することを忘れてはならない。

さらに、法31条が適用される図書館では、法43条2号により、利用者に提供するための翻訳も可能である。したがって、公表された著作物を翻訳した上で、それを点字に複製することもできる。

Q15

ファクシミリやEメールにより、利用者などに文献を送ってはいけないのか。

A

著作権者は有線無線のあらゆる送信について、公衆送信権を所有している。このため、図書館も著作権者に無断で著作権のある著作物をファクシミリやEメールで送ることはできない。

この公衆送信権は、コンピュータで処理する点字を送信する場合等を除いて、すべての送信に例外なく主張される権利で、法31条適用で複製ができる図書館の送信といえども、その権利の対象となる。

ただ、レファレンスサービスの回答にあたり、館員が書いた回答文の中で、ある文献の一部分を必要最小限引用している場合、この回答文の送信は公衆送信権を侵しているとは言えない。なお、著作権がない扱いをする書誌事項、目次などの送信に、公衆送信権が主張されることはない。

Q16

社内で消費者行動を問題にしている課から、いくつかのTV番組を図書館で録画し、保存しておくように依頼されている。著作権法上問題があるか。

A

TV番組の内容も著作物であり、その録画は著作物の複製にあたる。この場合は、業務のために録画するものであり、私的使用とは認められない。したがって、録画にあたっては、著作権者や著作隣接権者の許諾が必要となる。

Q17

「図書館だより」に余白がでると、本の紹介を兼ねて、本の表紙や中の挿絵などを縮小複写して掲載している。これは引用に該当するか。当社のイメ - ジ・キャラクタ - をここに使うことは問題ないと聞いている。

A

法32条による「引用」として認められるためには、他人の著作物を引用する必要があること、「」(かぎ括弧)をつけるなど、自分の著作物と引用部が区別されていること、自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること、出所の明示がなされていること、の4つの要件をすべて満たす必要がある。

デザイン化されている表紙や、挿絵には著作権が存在するので、掲載には著作権者の許諾が必要であるが、たとえば、本の紹介についての記事を書いて、その本を引用する場合など、上記の要件をすべて満たしている場合には、引用が可能と思われる。

ただし、挿絵を掲載することが、本の紹介を直接目的にしていまいと思われる場合など、引用の必然性に疑問が残る場合も考えられる。

そこで「引用」できるかどうか疑わしい場合には、まず出版社に問い合わせてみるのが無難である。

イメ - ジ・キャラクタ - の使用については、原著作者から著作権の許諾を受け際の使用目的に謳われている範囲であれば問題はない。

Q18

50周年記念事業の一環として、社内の会議室で社内外の人を対象に「社の歴史」を紹介する展示会を開くこととなった。図書館にある社史等の出版物に掲載されている写真や絵を拡大複写して展示したり、プロジェクターで映写することは可能か。また、展示カタログへの転載はどうか。

A

写真や絵はその1枚1枚が著作物である。そのため、対象となる著作物の保護期間が満了していない場合や自社の法人著作物でない場合には、複写にあたっては複製権（法21条）映写にあたっては上映権（法22条の2）が及ぶため、著作権者の許諾を得る必要がある。このうち上映権については、これまで映画の著作物についてのみ認められていたが、平成11年（1999）の法改正の際に、美術・写真など全ての著作物に認めることとされている。

また、保護期間を満了している場合でも、同一性保持権（法20条）の侵害は禁止されているため、拡大複写を行う場合には、現作品のモチーフを損なわない程度に留めるよう注意しなければならない。

一方、観覧者のためにこれらの写真や絵画の解説または紹介を目的として、パンフレットへ転載することについては、法47条で認められているため、著作権者の許諾なしに著作物を利用することができる。

Q19

新聞記事・雑誌記事を電子化し、蓄積することは、著作権法上問題があるか。

A

新聞記事・雑誌記事の電子化は複製にあたるため、電子化の際には著作権法の保護の対象とならないものを除き、著作権者の許諾が必要となる。

創作性のない単なる「事実の伝達」の場合は、一般的に著作物に該当しないと理解されている（法10条2項）。しかしながら、新聞や雑誌記事に関しては、事実の報道であっても執筆した記者の創意や新聞・雑誌社の観点が反映されたものが多いことから、明らかな事実だけを簡潔に伝えるような記事（例えば、人事異動や人の死亡、火事や交通事故などの報道記事など）を除き、著作権の保護の対象となっていると考えるべきである。

したがって、これらの記事の電子化を行う場合は、事前に関係する新聞社や雑誌社にその可否について相談するとよい。

## 4 . 貸 出

Q20

雑誌や本についている CD-ROM は貸し出してよいか。

A

CD-ROM やフロッピーの貸出については、これらの電子媒体に全く動画が含まれていない場合、非営利かつ無料で貸し出すのであれば、書籍や雑誌と同様に著作権者の許諾は不要である。一方、その CD-ROM に動画が含まれている場合は、ビデオテープなどと同様「映画の著作物」に該当する。したがって、専門図書館ではたとえ非営利、無料であっても、貸出にあたっては著作権者の許諾を必要とする（法38条5項）。

なお、動画が含まれていない CD-ROM であっても、その CD-ROM の貸出を禁じるなどの使用許諾条件がパッケージなどに表示されている場合がある。これは著作権法上可能な行為を民法上の契約（購入契約）により制限するものである。このような契約の法的有効性についての議論が現在進められており、もう暫く今後の推移を見守る必要がある。

Q21

社内研修で講義する社外の講師から、図書室にあるビデオテープを上映したいと貸出を依頼された。貸してもよいのだろうか。

A

ビデオテープは「映画の著作物」に当たり、貸与する場合は貸与権が及ぶことになる。このためビデオテープの貸与は事前に著作権者の許諾を得なければならない。なお、社内での社員研修における利用については貸与権の対象とはならない。

ビデオの上映については、営利を目的とせず観衆から対価を受けないなど、法38条1項の規定に該当する場合には著作権者の許諾を得ずに上映できる。

Q22

会社として使用権限を取得したコンピュータ・プログラムを社内の図書室で集中管理し、必要な人に貸し出すのは違法と見られるか。

A

会社として使用権原を取得したソフトウェアの場合、業務上利用する目的で貸し出すことは、特定の社員に使用権原を取得させるものではなく、著作物の使用者たる会社が使用する場所を変えただけであると考えることができる。したがって、貸与権は及ばないので、業務上利用するための「貸出」は法第2条8項の「貸与」には当たらず、社内の図書室で集中管理し、貸し出すのは違法ではない。

しかし、借用者が個人使用を目的としている場合には「貸与」に当たると解されるので、貸与権の対象となる。

Q23

図書館保有の CD-ROM を館内利用と貸出に供しているが、図書館のサーバに CD-ROM をあらかじめセットしておいて、利用者が自席のパソコンで利用することを考えている。著作権法上問題があるか。

A

著作権のある著作物を内容とする CD-ROM を、サーバにおいて利用者が自席で利用するというのは、著作権法上の送信権に抵触するため、利用はできない。ただし、同一構内での利用の場合、内容がプログラム以外であれば、送信権は働かないので利用可能となる。以上が著作権法上の取扱いであるが、CD-ROM を入手する際の契約に、送信権について記載がなされている場合には、その条項にしたがって利用することになる。

ただし、プリントアウトについては複製権がかかってくるので、別途権利処理が必要である。



## 5 . CD・CD-ROM

Q24

図書室で、雑誌などの紙媒体を CD-ROM 化して特定の社員に利用させたい。全ページではなく、"環境問題"、"医療"、"健康な生活"など簡単な分類をして、テーマごとに検索できるものにしたい。なお、好評なら、少数の社外特定者の利用も考えている。著作権法上問題があるか。

A

雑誌などの紙媒体に掲載されている個々の記事論文に著作権があるか否かが鍵になる。著作権がないものは問題なく CD-ROM 化できるが、著作権がある著作物の場合、複製できない。つまり、一種の複製である CD-ROM 化は、各記事論文の著作権者の許諾なしには作成できない。

許諾を得て検索できる形に作成された CD-ROM (編集著作物) には新たな著作権が発生するが、この著作権者は CD-ROM を編集した会社 (図書館の属する親機関) となるので、許諾された範囲内の利用はできる。

もとより、社外特定者の利用については、CD-ROM 化の段階で著作権者の許諾を得ておく必要があり、さらに編集著作権者である会社の許諾も得ていなくてはならない。

Q25

当機関が著作権を持っている CD-ROM (データベース) について、プリントアウトを要望されているが、現在は断わっている。今後この種の要望が増えてきた場合、どのような点に留意して対処すべきか。

A

この場合データベースの著作物として、法12条2項によりデータベースの全部を利用する場合は著作権を主張できるが、その一部分の利用については著作権は及ばない。一部分でも創作的な抄録などであれば著作権が及ぶことになるが、一般的には、一部分のコピーに著作権を行使するのは難しい。

したがって、閲覧に供している CD-ROM に対してのプリントアウト依頼については、著作権者として一切応じないとすることもできる。一方、頒布した CD-ROM については、頒布時に契約していない限り、一部分のコピーを禁止する法的根拠はない。

Q26

CD-ROM の利用契約書に「同時に利用する場合は、その台数分 CD-ROM が必要」と明記してあるが、同時でなければ、1枚の CD-ROM をどのパソコンで利用してもよいのか。

A

通常、1枚の CD-ROM をセットしたコンピュータに複数の端末をつなぐことにより、その1枚の CD-ROM を多数の人間が同時に共同利用可能な状況におくことは著作権の侵害にあたりと解されている。したがって、この場合は、契約書に従い台数分の CD-ROM が必要となる。しかし、1枚の CD-ROM を、複数のスタンドアロンパソコンで順次利用するのであれば問題ない。

Q27

市販の CD を利用して、会社のロビーに BGM を流している。著作権法上何か問題があるか。

A

CD（音楽テープ・レコードを含む）を利用して音楽を流す場合、法22条の著作者の演奏権（録音の再生も含む）が及ぶため、許諾が必要となる。会社のロビーに音楽を流すのは、法38条1項の非営利無料の演奏（それが固定されたものの再生を含む）に該当しないと解釈されるからである。

また、CD 等をダビングして BGM 用のテープを作成する場合には、著作権者の複製権（法21条）、実演家の録音権（法91条）およびレコード製作者の複製権（法96条）が及ぶため、それぞれの許諾が必要となる。

## 6 . インターネット・イントラネット

Q28

電子メールで購読しているニュースレターを回覧したい。イントラネットで回覧することは可能か。

A

ニュースレターの記事その他が雑報（Q19を参照）に類し、著作権が認められない場合は、コピーも回覧もできる。

ニュースレターの記事内容に著作物性が認められる場合、イントラネットで回覧するのは、公衆送信権に抵触しないが、イントラネット上のサーバに記事を蓄積する行為が複製にあたるため、著作権者の許諾が必要になる。また、購読契約によって利用に制限がかかっている場合には、それに従った処理が必要である。

Q29

図書館内にインターネット端末とプリンタを設置し、利用者に自由に紙にプリントアウトさせてよいか。その場合、利用者への課金の算定基準があったら教えてほしい。

A

図書館に限らずどんな機関でも、インターネットの端末を設置し、そのディスプレイによってインターネット上のコンテンツ（著作物）を閲覧させることができる。

しかし、図書館を含む諸機関において、著作権のあるコンテンツを複製提供してもよいという文言は、著作権法上のどこにも見当たらない。法31条適用で複製できる図書館も、その図書館で所蔵している図書館資料なら複製して提供できるが、インターネット上のコンテンツは、図書館で所蔵しているものとは見なされないため、これを複製して提供することはできない。

個人がインターネット上からコンテンツを複製しているのは、法30条適用の私的使用のための複製であり、違法ではない。しかし、組織体に法30条は適用されない。利用者が自分で機器を操作するにしても、図書館側でプリンタを設置しているかぎり、図書館が複製して提供していると見なされるのが一般的である。

以上のように、図書館におけるインターネット上のコンテンツのプリントアウトは違法であるため、その課金は問題外ということになる。

Q30

インターネットから入手した資料を利用する場合の留意点を、企業内での利用と外部者への提供に分けて示してほしい。また企業内の場合イントラネットにのせてもよいか。

A

ここでインターネットから入手した資料というのは、WWW で表示されるホームページとホームページに続く一連のファイルすべてと理解される。これらのコンテンツ（著作物）はテキストだけのものから、写真、動画、音声まで多種多様なもので構成されているが、その内容が法2条の著作物の定義に該当すれば、著作権のある著作物として扱うことになる。

著作権が認められるコンテンツは、その著作者が自由に使ってもよいと明言している場合を除き、ダウンロードすれば複製権の侵害に当り、他のサイトにアップロードすれば公衆送信権の侵害に当る。

このような場合は著作権者の許諾を得なければならない。これらの留意点は企業内への提供でも外部への提供でも同じである。

企業内のイントラネットに載せる場合、著作権のあるコンテンツはまずその著作物に関し複製権の許諾を得なければならない。イントラネットが同一構内であれば、これへのアップロードは公衆送信権を侵害したことはないが、プログラムであれば公衆送信権の許諾も必要である。

Q31

インターネット上の OPAC や企業・団体の PR を社内の図書室でダウンロードし、イントラネットで社内に流すことに、著作権上の問題はないか。

A

書誌的事項については著作権がないので、OPAC（オンライン利用目録）を部分的に利用する限り、著作権がない扱いをすることができる。一方、PR（広報）には通常、著作権があるので、著作権処理が必要である。

Q32

インターネットからダウンロードした文献を引用する場合、出所の明示はどう表記すればよいのか。

A

電子文献の参照に関する基準としては、2001年10月に科学技術情報流通技術基準「参照文献の書き方（補遺）電子文献参照の書き方（案）（SIST 02 suppl. - draft）」が公刊されている。

この基準は、電子文献に特有な部分を抽出し、「参照文献の書き方（SIST 02-1997）」の補遺としてまとめられたもので、紙文献で電子文献を参照する場合、電子文献で電子文献を参照する場合に適用される。

なお、この基準でいう「電子文献」の適用範囲は、電子雑誌、電子図書、電子形態の論文集・レポート・学位論文・会議報告・プレプリント、雑誌へ投稿中の電子論文、電子新聞、Web サイト、Web ページ、電子メール、メーリングリスト、電子掲示板、データベース、コンピュータプログラムのような電子形態の資料・文書である。

【記載例——

「参照文献の書き方（補遺）電子文献参照の書き方（案）」（科学技術振興事業団、2001）から抜粋】

Higaki, H. et al. Pseudo-active replication in wide-area network. Trans. IPSJ. 41 (2), 2000,201-209. (online), available from < <http://www.ipsj.or.jp/members//auth/Journal/4102/article002.pdf> >, (accessed 2000-06-01).

上記は、電子雑誌の一論文を引用した場合の記載例である。この場合の必須書誌要素は、「著者名・論文名・誌名・巻数、号数、出版年、ページ・（媒体表示）、入手先、（入手日付）」であり、各要素はSISTの句読点法に準じて記載される。

なお、電子文献の引用法に関する国際規格としては、ISO 690-2：1997があり、この全翻訳を基礎としたJISX 0807：1999も国内規格として制定されている。

【記載例——

「電子文献の引用法：JISX 0807：1999」（日本規格協会、1999）から抜粋】

日本工業標準調査会情報部会・今後の情報技術標準化の進め方について（日本工業標準調査会情報部会報告）平成8年7月 [online] . [東京]：日本工業標準調査会情報部会，1996 [cited 29 October 1997] . 情報技術標準化の現状 .

Available from World Wide Web : < <http://www.jsa.or.jp/kogyo/kongono/page03.html> > .

Q33

ネットワークからのダウンロードには、どこまで著作権が及ぶのか。

A

著作権のないコンテンツ(著作物)の利用は自由であるから、まず、ネットワーク上のコンテンツに著作権があるか、ないかを判断すべきである。著作権はメディアには関係なく、著作物について主張されるものだからである。

したがって、そのコンテンツに著作権がなければ、ダウンロード利用は自由である。著作権のある場合、ダウンロードは複製に相当するから、法30条以下の著作権制限規定により複製が認められる場合、著作権者自身がネットワークからの複製利用を認容している場合、パブリックドメイン(公共財)化したコンテンツの場合を除き、許諾を必要とする。

また、個々のコンテンツについて著作権のないものの集積であっても、素材の選択や配列次第では編集著作権が発生する場合があるほか、データベースの著作権も考えられるので注意が必要である。

Q34

録音図書をネットワークにアップロードしてよいか。

A

録音図書については、たとえば講演などでは口述者が著作権者となり、鳥の声や川のせせらぎの音であったら録音者が著作権者となる。ネットワークへのアップロードには、法31条適用の図書館であっても、著作権の公衆送信権をクリアしなければならない。

## 7 . 外国著作物の利用

Q35

外国著作物の利用許諾を得るにはどうしたらよいか。

A

利用許諾の範囲は、複製、翻訳、公衆送信、改変など多様である。したがって、一般的には、外国著作物の著作権処理の専門業者、国内外の権利管理団体に照会するのが効率的である。

しかし、文献複製については、各国に複製権の処理団体（RRO：複写権センター）があり、世界複製権機関（IFRRO）の下で相互に複製権を主とした著作権処理の協力協定を締結している。協定締結国間では、利用者は自国内のRROに一定の使用料を納付することで相手国の著作権の処理が可能となる。現在、日本のRRO（日本複写権センター）は、協定未締結状態なので、利用者は自ら各国のRROに照会し、許諾料の支払いなどの手続きを行う必要がある。（IFRRO加盟国のRROの概要については、<http://www.ifrro.org/members/>を参照）

また、米国では著作権登録が普及しており、議会図書館にある米国著作権局で権利管理情報が把握できる（有料）から、迅速な利用許諾取得の一助となる。（米国著作権局のサービス等は、<http://www.loc.gov/copyright/>を参照）

一方、米国の著作物の複写利用に関しては、(株)学術著作権処理システムと米国のRROである Copyright Clearance Center, Inc.（CCC）が協力協定を結んでいる。

したがって、日本での利用許諾対象となっている約200万タイトル（2002年2月末現在）の米国著作物の複写利用（電子化利用は含まず）については、同社を通じての利用許諾が可能である。

さらに、個々の著作物に付記してある権利管理情報の活用や、将来的には著作権管理情報データベースを利用する方法も考えられる。

Q36

外国の資料を、業務上の目的で翻訳し、利用することが可能か。また、これをネットワークにのせて利用することはできるのか。

A

法31条が適用される図書館では、翻訳について規定された法43条2号（翻訳・翻案等による利用）により、法31条1号で認められている調査研究の目的で、翻訳を行うことが可能である。しかし、業務上の目的でこれを行うことは認められない。

また、法31条適用外の図書館においては、法43条2号に掲げられた規定に該当しない限り、無断で翻訳を行うことはできない。

一方、これをネットワークにのせる場合は、たとえ法31条適用の図書館であっても、原著作物の著作権者から公衆送信権についての許諾を得なければならない。

Q37

外国から電子出版物を購入し、利用する際に、設定されている利用条件はどこまで遵守すべきか。

A

外国の電子出版物には、購入に際して契約条件の一部として複製、翻訳、改変、再配布、複数利用などの禁止といったさまざまな利用制限条件が付されている場合が多い。このような条件を認めて購入した場合、つまり民法上の契約をした形で購入した場合には、利用者にはその条件に沿った利用義務が生じる。

しかし、たとえば、法31条適用の図書館が動画を含まない CD-ROM の貸出、データベースからの一部分のダウンロードなど、利用制限条件に反する利用を行った場合であっても、それが法31条の規定の範囲内である限り、著作権法上の問題は生じない。

また、法30条の私的利用のための複製をはじめ、著作権制限規定に沿った利用は自由であり、これに対して、権利者側が著作権法違反を主張することはできない。ただし、契約上の違反を問うことはありうる。



Q38

フェアユースとは何か。外国の購読雑誌には全文をインターネットで見られるものがあり、利用には登録が必要で、フェアユースに同意しなければならないので、聞きたい。

A

フェアユースとは、著作物を誰が見ても納得できる目的で利用する限り、つまり公正に利用する限り、著作権法に違反しないという考え方である。米国著作権法107条（排他的権利の制限－公正利用）にはフェアユース（公正利用）に関する規定が置かれている。すなわち、「106条および106A条（著作者の排他的権利）の規定にかかわらず、著作権のある著作物に対する批評、解説、ニュース報道、授業（教室における使用のための多数の複製を含む）、研究、調査等を目的とする著作物の公正な利用は、著作権侵害とならない。特定の場合に、著作物の利用がフェアユースになるかどうかを判定する場合には、次の要素を考慮する。（1）利用の目的および性格、（2）著作権のある著作物の性質、（3）著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の分量および実質性、（4）著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響」である。これは、広範な無断利用を認めるものではなく、権利制限の範囲を裁判所の判断に委ねるものであり、法体系の異なるアメリカの事情による。

なお、その外国の雑誌は、上記の考え方に沿って利用することを求めているわけで、これを了解するなら登録すべきであろう。

Q39

WTO や ILO などの国際機関が編集発行する著作物にも著作権はあるのか。

A

著作物であるからには著作権はある。問題は、わが国でそれらを著作権のある著作物として扱うかどうかである。

国際機関は、わが国が加盟しているベルヌ条約にも万国著作権条約にも現時点では加盟していない。したがって、わが国が条約によって保護する義務はないように思える。ただ、ほとんど全部の国際機関が、これらの条約に加盟している国々により設立されているため、国際機関の著作物はこれらの国々が著作権を共有すると解することもできる。

実際問題としては、これらの国々が国際機関の著作物に著作権を主張することは考えられないが、わが国の著作権行政当局はこの後者の解釈をしている。

なお、条約そのものは法令に類するため、著作権がない扱いとなる。

## 付表 1 (利用者が自由に利用できる事例)

利用する対象が著作権法の保護の対象外であるか、利用の目的などが著作権者の権利制限の項目に該当する場合には、著作権者に許諾を求めずとも利用が可能である。

## 1. 著作権法の保護の対象外にあたるもの

一般に通用している事実や公知のデータ	抄録等の独自のデータを加えてはいない書誌データベースの一部	訃報等の「誰が書いてもほぼ同じになるようなもの」	標語やキャッチフレーズ、題名、名前	創作性が認められず著作権法上「著作物」とはみなされないため、利用可能
--------------------	-------------------------------	--------------------------	-------------------	------------------------------------

著作物そのものではなく、その裏側にあるアイデア、思想、感情、作風など

著作権法上の保護の対象は「表現したもの」であり、これらは保護の対象外となるため、利用可能

法令	国・地方公共団体の告示・訓示・通達など	裁判所の判決・決定・命令・審判など	左記のものを国・地方公共団体に翻訳・編集したもの	政治上の演説	署名記事以外の時事問題に関する論説	著作物ではあるが著作権法の保護の対象ではない
----	---------------------	-------------------	--------------------------	--------	-------------------	------------------------

政治上の演説でも、発言のダイジェスト版を作成する場合は許諾が必要。

著作権者（個人）の死後50年、または公表後50年、創作後50年が経過しているもの

著作権法の保護期間が切れているので利用可能である。ただし、著作者人格権については注意を要する

2. 著作権者に許諾を得ること無く例外的に利用することが可能な場合（支分権別）  
（記載例）

支分権の名称 = 権利の内容
権利制限項目

2 - 1. 著作（財産）権

複製権（法21条） = 著作物をいかなる手段であろうと無断で有形的に再製させない権利		
私的使用のための複製 （法30条）	学校等教育機関での複製 （法35条）	放送事業者による一時的固定 （法44条）
施行令1条が定める図書館等 における複製 （法31条）	試験問題としての複製 （法36条）	公開の美術の著作物等を原作品 以外の方法で複製した場合 （法46条）
引用 （法32条）	点字による複製等 （法37条）	展示に伴う作品紹介のための 小冊子への掲載 （法47条）
教科書等への掲載 （法33条）	時事の事件の報道のための 利用（法41条）	プログラムの著作物の所有者 による複製（法47条の2）
学校教育番組の放送等 （法34条）	裁判手続き等における複製 （法42条）	

デジタル録音録画、教科書等への掲載、学校教育番組の放送、営利目的の模擬試験の複製には補償金制度あり

学校等教育機関での複製でも著作権者の経済的な利益を不当に害する場合は認められない

上演権・演奏権（法22条） = 著作物を無断で公に上演・演奏させない権利
営利を目的とせず聴衆や観衆から対価を徴収することなく、出演者にも報酬が支払われない場合（法38条）

上映権（法22条の2） = 著作物を無断で公に上映させない権利
営利を目的とせず聴衆や観衆から対価を徴収することなく、出演者にも報酬が支払われない場合（法38条）

公衆送信権等（法23条） = 著作物を無断で放送、有線送信させない権利 インターネット等の自動公衆送信に送信可能化させない権利	
プログラム以外の著作物の同一構内の送信	学校教育番組の放送等（法34条）
点字データ（法37条）、聴覚障害者用字幕データ（法37条の2）	時事の事件の報道のための利用（法41条）

口述権（法24条） = 言語の著作物を無断で公に朗読されない権利、または、口述の録音物を公に再生させない権利	
営利を目的とせず聴衆や観衆から対価を徴収することなく、出演者にも報酬が支払われない場合（法38条）	

展示権（法25条） = 美術の著作物、未発行の写真の著作物の原作品を公に無断で公開させない権利	
美術の著作物以外の著作物の場合	美術の著作物の所有者によるもので、屋外に恒常的に行うものではない展示の場合

頒布権（法26条） = 著作物を無断で有償・無償にかかわらず公衆に譲渡・貸与させない権利	
施行令2条の2が定める施設における貸与（法38条）	

貸与権（法26条の2） = 映画の著作物以外の著作物を無断で貸与、または実質的に貸与と同様の効果を生じさせる行為をさせない権利		
図書・雑誌 （暫定的に貸与権の対象外） （法附則4条の2）	映画以外の著作物で営利を目的とせず利用者から対価を徴収しない場合 （法38条）	映画の著作物は政令で定める視聴覚教育施設、公共図書館などが、相当な額の補償金を支払った場合のみ可能

翻訳権・編曲権・変形権・翻案権（法27条） = 著作物に無断で新たな創作行為を加えて二次的な著作物を創作させない権利	
私的使用のためのコピーの際などに行う翻訳等（法43条）	

二次的著作物の利用権（法28条） = 二次的著作物の著作者と同等の権利を原著物の著作者も有すること	
権利制限は無し	

## 2 - 2 . 著作者人格権

公表権（法18条） = 未公表の著作物に関し、著作者が著作物を公表するか否か、公表する場合の時期、方法等を決定することができるという権利
権利制限は無し
氏名表示権（法19条） = 著作物の原作品、複製物が公衆に提供又は提示される際に、著作者の氏名を表示するか否か、または表示する際の名義をどうするか著作者が決定する権利
一定の部分に適用除外あり（法19条）
同一性保持権（法20条） = 著作物の同一性を保持させ、著作者の意に反した改変をさせない権利
一定の部分に適用除外あり（法20条）

著作者人格権は著作者が死亡すれば消滅する（法59条）。しかし法60条により、人格的利益はその死後も保護されることになっている。ただし、社会的事情の変動その他により、著作者の意を害していないと認められる範囲内の行為についてはこの限りではない。また、上記三項目を害しない行為であっても、著作者の名誉又は声望を害する方法により著作物を利用する行為は著作者人格権の侵害とみなされるので、注意を要する。

付表2 (主な著作権関係団体)

(株) 学術著作権処理システム	〒107-0052 港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル tel : 03-3475-5618	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学協会発行著作物の複写権管理</li> <li>・アメリカCCCとの協定による米国著作物の複写権管理</li> <li>・企業発行技術書と大学紀要の複写権処理</li> </ul>
(社) コンピュータソフトウェア 著作権協会 (ACCS)	〒112-0012 文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 tel : 03-5976-5175	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータソフトウェアの著作権保護団体</li> </ul>
出版者著作権協議会	〒162-0828 新宿区袋町6 日本出版会館 (社)日本書籍出版協会 tel : 03-3268-1301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出版物の複写権管理</li> </ul>
(社) 日本映像ソフト協会	〒104-0045 中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3階 tel : 03-3542-4433	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ関連著作権を管理</li> </ul>
(社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC)	〒151-8540 渋谷区上原3-6-12 tel : 03-3481-2121	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外音楽著作物の演奏権、録音関係の著作権管理</li> <li>・国内作詞家、作曲家の著作権管理</li> </ul>
(協) 日本脚本家連盟	〒106-0032 港区六本木6-5-17 トシカネビル4階 tel : 03-3401-2304	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脚本家の著作権を管理</li> <li>・脚本の放送、ビデオ化関連の著作権処理</li> </ul>
(社) 日本芸能実演家団体協議会	〒163-1466 新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 11階 tel : 03-5353-6600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実演家の著作隣接権等を管理</li> </ul>
日本国際映画著作権協会	〒102-0082 千代田区一番町23-3 tel : 03-3265-1401	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカの映画を中心とする著作権管理</li> </ul>
(協) 日本シナリオ作家協会	〒107-0052 港区赤坂5-4-16 シナリオ会館 tel : 03-3584-1901	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画のシナリオライターの著作権を管理</li> <li>・シナリオの放送、ビデオ化関係の著作権管理</li> </ul>
日本写真著作権協会	〒102-0082 千代田区一番町25 JCIIビル303 tel : 03-3265-7451	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真著作物の著作権管理</li> </ul>

(株) 日本著作出版権管理システム (JCLS)	〒113-0033 文京区本郷4-1-6 ユニマツト本郷ビル8階 tel : 03-3817-5670	・自然科学・医学系の雑誌、 書籍を中心とする出版物の 複写権管理
(社) 日本複写権センター (JRRC)	〒107-0061 港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階 tel : 03-3401-2382	・文献の複写権管理
(社) 日本文芸著作権保護同盟	〒102-0094 千代田区紀尾井町3-23 文芸春秋ビル新館7階 tel : 03-3265-9658	・小説など、文芸作家の著作 権を管理 ・文芸作品の放送、上演、ビ デオ化などを中心とする著 作権管理
(社) 日本レコード協会	〒104-0061 中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル2階 tel : 03-3541-4411	・レコード関連著作権の管理
美術著作権協会	〒107-0062 港区南青山1-1-3 セントラル青山205号 tel : 03-5770-6501~2	・諸外国の美術著作権管理協 会に加盟している外国美術 家の日本での著作権管理 ・当協会に加盟している日本 在住美術家の著作権の国内 外での管理および擁護

## 著作権相談の窓口

## 文化庁長官官房著作権課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

tel : 03-3581-4211

ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>

## (社) 著作権情報センター

〒163-1411 新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階

tel : 03-5353-6921

## 著作権テレホンガイド

毎週月～金曜日 午前10時～12時・午後1時～4時

tel : 03-5353-6922

著作権面接相談(上記電話で事前に要予約・無料)

毎月第1および第3木曜日 午後1時30分～5時

ホームページ <http://www.cric.or.jp/>

このホームページには付表2に紹介した各団体の概要が記載され、また、その団体のホームページにリンクがされています。

## 参考文献

- 1) 著作権法令研究会編．著作権関係法令集．2001年版．著作権情報センター，2001，592p．
- 2) 文化庁編．著作権法入門．2001年版．著作権情報センター，2001，296p．
- 3) 著作権法令研究会編．著作権法ハンドブック．第4版．著作権情報センター，2001，500p．
- 4) 著作権情報センター編．文化庁内著作権法令研究会監修．著作権事典．新版．出版ニュース社，1999，615p．
- 5) 加戸守行．著作権法逐条講義．3訂新版．著作権情報センター，2000，850p．
- 6) 日本図書館協会著作権問題委員会編．図書館活動と著作権Q & A．日本図書館協会，2000，63p．
- 7) 大家重夫，黒澤節男編．著作権文献・資料目録．著作権情報センター，1987 - ．年刊．
- 8) コピライト．著作権情報センター，1961 - ．(ISSN 0912-9782)月刊．
- 9) 文化庁．ホームページ．(オンライン)，入手先 < [http://www. bunka. go. jp/](http://www.bunka.go.jp/) > ,( 参照2001-02-14 )
- 10) 著作権情報センター．ホームページ：著作権って何？ ．(オンライン)，入手先 < [http://www. cric. or. jp/](http://www.cric.or.jp/) > ,( 参照2001-02-14 )



## 執筆者一覧（専門図書館協議会 著作権委員会）

### 委員長

前園 主計 青山学院女子短期大学名誉教授

### 委員

安藤みちよ (社)東京銀行協会  
市川恵利子 (株)博報堂  
喜多村尚也 日本政策投資銀行  
小守 利雄 科学技術振興事業団  
佐々木宏子 (財)日本医薬情報センター  
佐藤友里恵 慶應義塾大学メディアセンター  
永野志津香 (株)東芝  
藤田 節子 インフォメーション・コンサルタント

### 事務局

山田 悦子

## 専門図書館と著作権 Q&A 2002

---

2002年4月10日発行

著 者 専門図書館協議会著作権委員会

発 行 専門図書館協議会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14  
日本図書館協会会館6階

TEL 03-3537-8335

e-mail [jsla@jsla.or.jp](mailto:jsla@jsla.or.jp)

URL <http://www.jsla.or.jp>

印 刷 株式会社 丸井工文社

---

ISBN4-88130-019-9